

津 本 二 三 男 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

**瘡師副委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

津本委員。あなたの持ち時間は60分であります。

**津本委員** 私は第3ラウンドとのことですが、早速質問に入りたいと思います。

まず、今回のコロナ感染第5波の中で、最前線で頑張ってくられた皆さんに感謝を申し上げてから、質問に入りたいと思います。

最初の質問は、新型コロナウイルス対策についてです。

まず1点目は、医療提供体制についてであります。自宅療養及び入院等調整中についての確認をしたいと思います。これまでの質問の中でも触れられていたが、自宅療養及び入院等調整中の人数が大規模に膨らんでいる、それにもかかわらず、確保されている病床数に比べて入院者が少ない、確保されている療養宿泊室数に比べ宿泊者が少ない、私はこのように思いながら県の発表を見ていました。医療提供の実態がどうだったのか、いまだにクリアになっていません。

そこで、自宅療養及び入院等調整中の中の入院等調整中とは、どのような状況を指しており、自宅療養及び入院等調整中のピーク時において、その人数は何人だったのか、厚生部長にお聞きします。

**木内厚生部長** 厚生センター等では、陽性が判明した方の症状などを聞き取った上で、医師の判断を踏まえて、また御本人の御都合や御家庭の状況等も確認しながら、入院、宿泊療養施設、自宅療養、療

養先の調整を行っております。特に、入院や宿泊療養施設の場合、どこの病院に入院をさせるかという調整も含めて行っているということでございます。

御質問のありました入院等調整中というところの中身ですけれども、1つは、調整の結果、入院または宿泊療養施設への入所となったものの、病院側の受入れ時間の枠というものがありましたり、あるいは御本人、御家族の方の、実際にその病院まで行かなければいけないということの御都合などもありまして、実際に入院するまで待機をしている間の方でありますとか、今申し上げました、どこの病院にというところの調整も含めまして、調整が途中であるという方を入院等調整中というところに計上させていただいております。

御質問のありました自宅療養及び入院等調整中、一番多くなりましたのは、記録によりますと8月28日の870名ということでございます。うち、入院等調整中の数は73名となっております。

**津本委員** 何か少し見えてきたかなという感じがあります。これでいけば、ピークของときは870人が自宅療養及び入院等調整中だったのですが、そのうちの73人は、これから療養に入る病院に入る、それを調整されているという数だということで、800人は自宅療養だったということを理解しました。

次に、入院が必要かどうかの判断についての確認をしたいと思えます。

東京にあるあそか病院の医師白石廣照さんが、今回の爆発的な感染拡大の中で次のように言っておられます。この方は、今年1月から、軽症、中等症を中心に241人のコロナ患者の治療に当たってこられた医師であります。――第2波までは、基礎疾患のある人にリ

リスクが高いと感じていた。しかし、アルファ株、デルタ株と変異株への置き換わりが進んでからは、基礎疾患や年齢に関係がなくなっていると感じている。健康診断にも引っかけらず普通の社会活動を行っている人、20代、30代でも治療が遅れば重症化している人がいる。病院に来てもらってCTを3日ごとに撮ったり、血液検査をすれば、重症化リスクをある程度は予測できる。しかし、自宅療養で重症化リスクを予測するのは不可能だと思う——とのことでありました。

一方、この前の議会答弁によりますと、本県においては、軽症、無症状者のうち、重症化リスクの高い人は入院するが、そうでない人はホテルか自宅で療養することとし、それを医師が判断しているとのことでありました。

そこで、入院が必要かどうかをどのように判断されているのか、厚生部長にお尋ねいたします。

**木内厚生部長** 重症化のリスクでございますけれども、もう昨年からずっと言われておりますとおり、新型コロナウイルス感染症では感染者の年齢、また基礎疾患の有無などによりまして、重症化ないし死亡のリスクが大きく異なるということが知られております。国によって、場所によって、少しその数が違うところもありますけれども、一般に高齢者の方と若年の方で、死亡のリスクで言えば、数百倍違うと言われているところでございます。

そういうことから、本県の入院の必要性の判断に当たりましては、年齢、それから慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、また肥満などの有無、加えて判断時点での本人の症状、ワクチンの接種歴などを勘案して判断をしております。

今、委員から御指摘ありましたとおり、デルタ株でございますが、海外でも研究が行われている中で、それまで日本で優勢でありましたアルファ株と比較しても感染性が高い、これに加えて、感染した場合の入院リスクも高くなっている可能性があると言われております。

ただ、アルファ株と比べて入院リスクが高いという文献がありますけれども、年齢及び基礎疾患の有無により重症化リスクは大きく異なるとされているところでありまして、引き続き、これらの有無により入院の判断をしていくことが妥当であると考えております。

**津本委員** 今ほどもありました。やはり従来のウイルスとはちょっと違った感じになってきている、重症化リスクの出方も、対象が違ってくるといいますか、ただ、それでも、年齢について、富山県の場合は65歳以上、あとは基礎疾患、これで判断していたという、言わば検査せずに判断して、あなたは入院ですよ、あなたは自宅療養ですよ、そのように決めていたのかなと思っているんですが。

ここで、本人の意向は尊重される、配慮されるのか、いや、私は軽症と言われましたけれども、65歳じゃなく基礎疾患もないんですけども、不安だから入院させてほしいという、例えばそういう本人の希望があった場合、考慮されてきていたのか。

もう一つは、今ほど紹介しましたが、判断基準、実際に検査して大丈夫だというのなら、入院から療養へ移ってもらうというのもしいかもしれないけれども、やはり重症化リスクがあるというのは検査しないとできないと現場の先生が言っておられるわけですから、これまでの判断基準を変更していくことが必要なんじゃないかと思いますが、どうですか。

**木内厚生部長** まず、御本人の希望についてでございます。入院が必要かどうかというのは、これはコロナに限らず、医師の医学的な判断によるということでございますので、基本的には御本人の希望というよりはリスクの軽重を医師が判断することにしております。

一方、宿泊療養と自宅の違いというのは、まさに御家族、御本人の生活の実態、あるいはお住まいをされている家屋の状況等を勘案する必要がございますので、そうした中で、御本人の状況を御本人からお伺いして決めていくということになろうかと思っております。

検査ですね、今申し上げましたとおり、特に年齢の違いによりまして、大きく重症化のリスクは異なるわけですけれども、一般に高齢者とは65歳以上ですけれども、その下の、例えば50代とか、重症化のリスクが変異株で高まったということもある中で、そのボーダーにある方については一度検査をして、さらに重症化のリスクを細かく算定するというのもしております。

**津本委員** 次に進みたいと思いますが、その判断基準の見直しについては今言っていただけませんでした。

あと、理解できたことは、言わば自宅療養が物すごい数に上っていたというのは、これは本人の意向に関係なく、県の判断——医師の判断ということになりますね——で広がっていたということを私の理解としたいと思えます。

次に入ります。困難な状況を打開しようとするのではなく、現状を追認していく姿勢では、災害級の新型コロナ感染において県民の命を守れないと私は考えます。

知事は8月6日の記者会見で、症状があれば原則入院と説明され

ていました。しかし、その後の感染拡大を受け、20日には、軽症者に限りホテル療養と改められ、感染がさらに拡大する中で、25日には自宅療養も選択肢とされました。もし感染がさらに拡大していたら、どうなっていたのだろうか。自宅療養もやむを得ないが、自宅死の発生もやむを得ないになっていたのではないかと考えてしまいます。

先日の委員会で、大門委員から厚生労働省の資料が提出されましたが、その中には都道府県別の自宅療養者の数字も出ていました。8月27日に公表されたものですが、自宅療養者ゼロの県が8県ありました。その中には、先日の一般質問で火爪議員が紹介された福井県もあります。そして、鹿児島県、群馬県も入っていました。鹿児島県は富山県と同じまん延防止等重点措置、群馬県はさらに深刻な緊急事態宣言に指定されていた県であります。このように、感染拡大が深刻な中でも、自宅療養ゼロで頑張っている県があると知り、率直にうれしく思いました。

これからも爆発的な感染拡大があるかもしれません。県民の命に関わる問題について、困難な現状を追認する姿勢であってはならないと考えます。原則、自宅療養者ゼロを堅持し、臨時の医療施設の設置など、県民の命を守るためのあらゆる努力を尽くすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

**新田知事** この第5波の特徴は、やはり若い人の軽症の感染者が多くなったということが特徴だと思います。これは、やはりワクチンを高齢者から、65歳以上から優先をしてという、ワクチン接種の方針を我々は取ってきたわけですが、そういう結果になると思います。

新型コロナでは、感染者の年齢や基礎疾患の有無によって重症化

のリスクが大きくなるということは、今、厚生部長からお話ししたとおりでございます。コロナ医療と一般医療との両立のために、入院は重症化リスクの高い方を優先して、それ以外の無症状、軽症者は、医師が御本人の状況を個別に確認した上で、宿泊療養施設または自宅で療養していただくことにしました。このプロセスについては、今の厚生部長とのやり取りのとおりでございます。

そうした中でも、自宅療養の場合はパルスオキシメーターの貸出しをしたり、また定期的な健康観察を行うとともに、必要となった場合には速やかに入院できる、そのような体制を整えています。

一方で、一人暮らしの方や、あるいは同居人と部屋を分けられないような状況の方は、できる限り宿泊療養施設で療養いただくことにしています。

体制の強化のために、3棟目のホテル療養施設の開設に必要な経費を本9月定例会に予算計上をしているところでございます。また、既に運用しております富山市内の既存の2棟のホテル療養施設については、投薬あるいは酸素投与できるような体制を整えたところです。

引き続き、今後の感染再拡大にも備え、県民の皆さんに安心して療養いただける環境の整備強化に努めてまいります。

なお、臨時の医療施設、いわゆる野戦病院とも言われますが、これについては、適切な場所の選定、確保、また、今既にコロナ患者対応、それから一般患者の対応でかなり負荷がかかっておられます医療機関にどうやって医師を、あるいは看護師等を確保するかということも検討すべき課題だと考えております。どういう対応ができるかは検討してまいります。県によって医療提供体制の在り方、実

態はいろいろだと思います。ほかの県のこと、もし機会がありましたら勉強させていただきたいと思っております。

**津本委員** お答えがなかったんじゃないかと私は思います。私が聞いているのは、県民の命に関わる問題について困難な現状を追認する姿勢であってはならないと考えます。知事はどのように考えておられますか、所見を伺いますという質問です。よろしくお願ひします。

**新田知事** お答えしたつもりでしたが、コロナ患者の対応と一般医療の提供体制、これをしっかり両方とも堅持をしていくことが必要だということ、その前提に立って物事の判断をさせていただいているというお答えになります。

**津本委員** 私は、それが困難な現状だと思っています。新聞報道なんかを読んでみますと、自宅療養が実際上始まっていた、それを追認する形で自宅療養も選択肢という方針が出てきたという報道もありまして、私はそのとおりだろうと思います。

ただ、そのときに踏ん張らないといけなかったと私は思います。自宅療養をせざるを得ない現実目の前にある。でも、それをどうしたら乗り越えられるか、これを決断し、県民の先頭に立って頑張るのが知事なんだろうと。知事が最初から諦めちゃうと、それ以上前には進まないと思います。

他県の話をしました。いろいろな事情があったんだろうというお話でしたが、やはり頑張ったんだと私は思います。引いてはならないところは引いてはならないと、ぜひ頑張ってくださいと、このことを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次は、県立学校の夏休み延長についてであります。

県立学校の夏休みをまん延防止等重点措置の期間である9月12日

まで延長しました。しかし、夏休みの延長は全国でも例外的な対応だったというお話を聞きます。確かに、石川県でもやっていませんでした。東京でも一律休業はやらなかったようであります。

生徒たちの学びを保障することも大事です。県内一律休業の対応ではなく、感染者発生に応じた学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖もあったのではないかと。今回の夏休み延長について検証を行い、今後に生かしていくべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

**荻布教育長** 9月1日時点の国の調査によりますと、全国の県立、市立などの公立高校の設置者のうち19.2%が、緊急事態宣言等の有無というのはございますが、地域の実情を踏まえて夏休み延長や臨時休業を行っております。また、短縮授業や分散登校というのもこれに加えますと、47.3%の設置者が何らかの措置を行ったところがございます。

本県では、デルタ株が流行し、8月には県内の感染者が過去に例を見ない拡大傾向を見せる中、10代以下の感染者も急増いたしました。学校での感染拡大のおそれがあると考え、有識者の意見もお聞きしまして、県立学校の夏休みの延長を決めたところがございます。その際には、学びの保障の観点から、補習授業などの実施は可といたしまして、その際には、分散登校やオンライン授業などの工夫を呼びかけたところがございます。

高校は広域からの通学者が多く、公共交通機関の密を避ける必要があることなども踏まえた判断でございましたが、結果として、人流の抑制がある程度でき、13日の始業以降、児童生徒の感染に伴う臨時休業はなく、感染防止に一定の効果があったと考えております。

また、12日までの夏休み延長期間中に、オンライン授業などを行

った全日制の県立高校は38校中13校でありましたが、本日時点では33校で実施しております。今月中には38校全てで実施が可能となるなど、オンライン授業の環境が着実に整備されているところです。

今後、万一、感染拡大防止のため臨時休業等を行うこととなっても、子供たちの学習の機会が確保できる体制が整ってきたのではないかと考えております。

なお、今後、学校で感染者が発生した場合の対応については、感染拡大リスクに応じて、濃厚接触者などの出席停止、そして学級や学年単位、学校全体での臨時休業を行うということを基本とし、今回の対応も参考にして判断をしてまいりたいと考えております。

引き続き、学校や保護者と連携して、コロナ禍においても、子供たちが安心して学習できるよう努めてまいります。

**津本委員** 検証はしていただきたいなと思っています。今回は、まん延防止等重点措置が12日に切れて、学校再開も違和感なく再開できたが、それがもう少し延長されていたらどうしたんだろうと考えてしまいます。学校も、1か月間夏休みを延長しますということができるのか。だから、延長に入るときにも、もう延長を解除するときの基準をしっかりとっておかないと、当事者がいろいろと混乱していくということになります。今回それがなかった。

結果としては、結果オーライだったのです。ちょうどまん延防止等重点措置が12日までの予定で切れたから、ちゃんと再開もスムーズにできたけれども、そういうこともありますので、きちんと検証はしておくべきだと私は思います。すみません、これだけ再質問ですが、どうですか。

**荻布教育長** 今回の夏季休業の延長に際しましては、9月12日までの

休業期間の延長ということで、期限は区切った形で当初通知をしております。それまでに徹底して感染を抑え込みたいという意図で、このような通知をお出ししました。

万が一それまでに感染が収まらなかったらという御指摘はごもつともなのでございますが、その間の期間にオンライン授業の体制なども進めるということ掲げて取り組みましたので、その期間以降は、そういった体制も活用して実施する方向で取り組んだつもりでございます。

ただ、おっしゃるとおり、やはり学びの保障という意味では、教科の学習だけではなくて、子供たちにとっては学校に来て、規則正しい生活、友達や先生と一緒に過ごすということも大変価値のあることだと思いますので、そういった生活をなるべくきちんと送れるような体制を整えていきたいと思っております。

**津本委員** 検証しますという言葉は出てこなかったですね。

次に入ります。

学校行事は中止、部活動は禁止、外出は自粛、夏休みの延長とはいっても、生徒たちは自由な行動ができたわけではなく、家に籠もった生活を余儀なくされました。そして、学校再開後は、6時限のオンライン授業で、生徒はくたくたになっている様子に見えるとのことでもあります。

こうしたことから、心のケアが必要ではないか、ちゃんと学びができているのだろうか、生徒の心と学習状況を心配する声が現場の先生たちから出ています。

スクールカウンセラーを増やすなどの対応が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。教育長にお尋ねします。

荻布教育長 オンライン授業に今回取り組みましたが、学びの保障のために大変有効ではあると思うのですが、現場の教員からは、生徒の表情や反応が読みづらいですとか、説明が長くなって問いかけや考えを深めるための討議の時間が少しくりづらいですなどといった声が聞かれました。また、生徒からは、集中力の持続がちょっと難しいといった意見や、生徒同士の教え合いが難しいなどの声も聞いているところでございます。まだ不慣れだという点もあるかもしれませんが、やはりオンライン実施に当たっては、一定の配慮というのには必要だと感じております。

こうしたことから、各学校では、就職や進学を控えた3年生を優先して対面授業を多く実施しまして、他の学年は、対面事業とオンライン授業を1日置きに実施するなどの指導を行ったところでございます。

今後、通常授業になった際には、改めて理解度を確認しまして、進度を調整した上で、必要に応じて個別指導を行うなど、工夫しながら、個々の生徒の学習を支援することとしております。

心のケアにつきましては、各学校に家庭と連携して児童生徒の心身の健康状態をきめ細かく把握し、小さなサインを見逃さないよう伝えてきましたことと併せ、夏休み中もスクールカウンセラーを配置してまいりました。

また、夏休み明けに当たり、専門家と連携の上、悩みや不安の相談の大切さを教えるSOSの出し方教育の実施を周知もしてまいりました。そして、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを追加配置し、児童生徒の悩みや不安への対応の充実に努めております。

県教育委員会では、今後も、対面授業とオンライン授業を組み合わせたハイブリッドな学習の可能性や効果的な実施などについて検討をしてまいりますとともに、児童生徒の悩みや不安に適切に支援できますよう、スクールカウンセラー等の専門家を交えた校内のチーム支援の充実を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、体制整備等に努めてまいります。

**津本委員** これは要望になりますが、スクールカウンセラーを本当にもっと増やしてほしいと、私はそんな話を聞いてきました。教育委員会としても、この夏休み、言わばコロナが原因なんだけれども、子供たちに無理をさせたわけですから、ぜひそのケアというか、真剣に考えていただきたいと思います。

では、次に入ります。

次の問題は、午前の篠岡委員の質問とも重なります。コロナ禍における米価の下落対策についてであります。

この質問に入る前に、生活困窮者に供給するフードバンクへの食品の寄附について触れておきたいと思います。質問の関連で調べておりまして、びっくりしています。

2018年から19年のフードバンクの実績ですが、日本は0.28万トンで、そこに政府の支援はありません。フランスは桁違いの12万トン、そのうちの30%は政府が支援金を出しての食品確保となっています。アメリカはさらに桁違いの739万トンで、そのうちの32%が政府の余剰農産物を買っての提供となっていました。日本は1万トンに行かない、アメリカは739万トン、本当に桁違いの取組だと思いました。

米が過剰で価格が安くて困っている農家がいる。その一方で、失

業などで買うに買えない人がいる。欧米などでは、この解決に政治が取り組んでいます。

そこで、本題に戻りますが、2年越しのコロナ禍の需要激減によって、今年6月末の米の在庫は、適正水準と言われる180万トンを約39万トンも上回る過剰在庫になっています。そのことから、全国で米価が下落、本県のコシヒカリも60キログラムで1万1,000円、前年比2,000円もの大幅下落となりました。昨年12月、政府は在庫の過剰に直面しているとして、過去最大規模の36万トンの生産調整、減反を農家に求めました。午前に、主食用米の飼料用米への緊急転換の話もありましたが、それもこの一環です。

農家はその減反目標を達成しました。それにもかかわらず、米価暴落という事態に直面しています。しかも、この米価暴落は来年も続く見通しだと言われています。全国農業中央会は、来年6月末の在庫も250万トンを超えると試算し、3年連続の米価暴落の危険があると警告しました。

米の比率が大きい富山県、出口の見えない米価暴落は、県の農業に大きな打撃を与えます。政府の責任で米を買い上げ、生活困窮者に供給するフードバンクに渡すなど、市場から隔離をする、あるいは、77万トンにもなっているミニマム・アクセス米の輸入を縮小するなどの米価の下落対策を政府に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。知事に所見を伺います。

**新田知事** 委員御指摘のコロナ禍における米価の下落対策には、国は影響を大きく受ける担い手農家を対象としたナラシ対策による収入額の補填を活用すること、また、消費拡大策として、生産者団体の計画的な販売の取組への支援、また、G o T o E a tキャンペーン

ーンなどによる外食需要の喚起なども進めているところです。

委員から政府に対する要望について御提案がありました。まず、政府の責任により、お米を買い上げ、生活困窮者へ供給することについては、これまでも国ではこども食堂等への備蓄米の無償交付などが行われてはいます。これは、既存の備蓄米を活用したものであり、国が新たにお米を買い上げることによる需給操作や価格を下支えするということは、不作に備えるという政府備蓄米の趣旨や、需要に応じた米生産を進めて価格を安定させようとする米政策に合致しないという国の見解が示されてきたところです。直近では、6月の国会の農林水産委員会で野上大臣からこのような答弁がなされています。

ミニマム・アクセス米についても言及をいただきましたが、この縮小、中止については、ミニマム・アクセス米がWTO、国家間の貿易交渉で定められ、加工、援助、飼料など特定の仕向け先に充てられており、縮小、中止などは難しいものと承知をしています。

しかしながらですが、全国的な米価の下落対策は大切であるということは、委員と私、同じ思いでございます。国に対してさらなる消費拡大策を講じること、令和4年産米の作付に向けて、飼料用米、新規需要米等の生産がより取り組みやすくなるような水田リノベーション事業等の予算措置と配分を働きかけてまいります。

今後、農家の皆さんが安心して営農できるように、県としても取り組んでまいります。

**津本委員** 残念ですが、次に入っていきたいと思います。すみません、具体的なものをやろうということにならなかったということで、残念だと思っています。

では、次に入ります。

今ほども御答弁ありました。米価下落に対し、ナラシ対策や収入保険があるから何とかなるのではといったお話もあります。ナラシ対策も収入保険も、米価が下落したときに、過去3年から5年間の平均収入との差額について、8割から9割近くを保障するものと理解しています。

そこで、県内農業者のナラシ対策及び収入保険への加入状況はどうか、農林水産部長にお尋ねいたします。

**堀口農林水産部長** 委員から御紹介がありましたように、農業者の収入減少に対する支援策といたしまして、米、畑作物の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策と収入保険が設けられております。

ちょっと制度を御紹介させていただきますと、まずナラシ対策は、県単位の標準的収入額、過去5年間のうち、最高と最低を除く3年間の平均と、当年度収入額の差額の9割が補填される仕組みでございます。国が直接支援しておりまして、米の対象は主食用米と備蓄米であります。その加入面積は、国の資料では、令和2年産で約2万500ヘクタール、面積ベースの加入状況は約58%となっております。

また、収入保険につきましては、保険期間の収入額が各加入者の基準収入額、こちらは過去5年間の平均になっておりますが、この過去5年間の平均の9割を下回った場合に、基準収入額から自己責任分の1割を除いた差額に対しまして、最大9割が補填される仕組みでございます。県農業共済組合で取り扱っておりまして、聞き取りしたところ、令和2年産の米生産者の加入面積は約2,600ヘクタール、面積ベースの加入状況は約7%となっております。

**津本委員** 時間が詰まってきましたので、少し早口になります。よろしくをお願いします。

今ほど御答弁いただきました。ナラシ対策にも収入保険にも入っていない農業経営体は面積ベースで、入っているほうは、片方は58%、片方は7%でした。同時に入ることはできないと言われていていると思っていますので、結局面積ベースでいくと、65%の人がナラシ対策か収入保険の対象になっている。面積ベースですからね。

だとすれば、両方とも入っていない農業経営体は35%になります。私は決して少なくないと思っています。これらの経営体は、米価暴落の影響をもろに受けることになります。危機的な経営状況に追い込まれる経営体もあるのではないかと心配しています。

農業経営体が米価暴落で受ける影響について、実態を調査し、経営継続に必要な支援を検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。農林水産部長にお尋ねいたします。

**堀口農林水産部長** 県といたしましては、各農林振興センターの普及指導員等によりまして、特に米価下落の影響を受けやすい担い手農家を中心に、まずは農業経営への影響などの聞き取りを行いますとともに、地域再生協議会等を通じて、今ほど申し上げましたナラシ対策、あるいは収入保険制度の手続に対して支援をする、また、日本政策金融公庫のセーフティネット資金等の支援制度などについて周知することとしております。

その上で、米の作柄や米価下落対策による今後の需給状況などを見極める必要もございしますが、経営継続を不安視する農業者の方には、丁寧な経営相談に努めますとともに、ニーズ等もしっかり把握いたしまして、必要な対策を検討していきたいと考えております。

**津本委員** ありがとうございます。本当に経営継続を後押ししないとどうなるんだろうと私は心配していますので、ぜひよろしく願いします。

次に入ります。気候変動対策についてです。

企業との二酸化炭素削減に関する協定締結についてであります。世界の平均気温上昇を1.5度以内に抑えなければ後戻りできなくなると言われており、そのためには、2030年までに世界全体で二酸化炭素排出量を45%削減しなければならないとされています。2030年まではあと9年間、残された時間はあと僅かです。県としての意欲的な取組を期待するものです。

さて、平成29年度の県内の産業部門（工場等）の温室効果ガスの排出量は479万トンでした。その内訳は、国が公表している特定排出者の報告書によれば、北電123万トン、中越パルプ38万トン、三協立山28万トン、不二越20万トン、日本高周波鋼業14万トン、アイシン軽金属10万トン。単純計算ですが、これら6社で約233万トン、半分近くを占めることとなります。

そこで、二酸化炭素排出量が多い事業所とCO<sub>2</sub>削減に関する協定を締結してはどうかと考えます。これは、企業に痛みを求めるものではありません。脱炭素の取組は、企業にとっては光熱費、燃料費削減などのコスト面だけではなく、売上げの拡大、融資獲得といった事業の成長につながると言われています。同時に、これは、企業の自主目標という企業任せにせず、二酸化炭素削減に県も一緒に責任を負うとともに、県民への公約になるものです。いかがでしょうか。知事に所見を伺います。

**新田知事** 今ほど委員に数字も列挙いただいたように、一定以上の温

室効果ガスを排出する事業者につきましては、地球温暖化対策推進法に基づきまして、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務づけられており、排出量は国のホームページで公表されているところです。

一方で、SDGsへの関心が高まり、これを企業経営の根幹に据える事業者も増えてきています。また、カーボンニュートラルへの関心も高まってきています。そのようなことから、自ら温室効果ガス排出量の削減目標等を定め、公表する事業者も増えてきています。

事業者が削減目標を設定し、実施状況の公表も含めて取組を担保することは大切であります。そこに協定を結ぶことにより強制力を持たせたり、あるいは未達成の場合に、御党で言われる課徴金を課したりということになりますと、逆に安易に達成しやすい目標を設定することにつながったり、また企業活動に大きな影響を与えるなど、経済と環境の両立を目指す協定の本来の趣旨を損なうおそれがあるのではないかと懸念をいたします。ですから、慎重に考える必要があると考えます。

なお、事業者における脱炭素、カーボンニュートラルの取組につきましては、県内でも自主的に削減目標を定めている企業がありますが、社会的な責任、またサプライチェーンからの要請により、取組を進めるケースも増えてきていると考えられます。

ですから、私は健全な政策としては、カーボンニュートラルに向けた取組を持続的にするためには、産業の活性化につなげていく、いわゆるグリーンエコノミーとも言いますが、そういうことであります。

今後、本県では、新とやま温暖化ストップ計画を改定する予定に

しておりますが、その際には、自主的に温室効果ガス排出量の削減目標等も設定し、取り組む事業者に対しては適切なインセンティブを与える仕組みを検討するなど、まずは事業者の自主的な取組を促す、そのような政策を打っていきたいと考えています。

**津本委員** イギリスでは当然のようにやられていると私は理解しています。企業と県が責任を持って一緒に当たっていくという点では、私はプラスになると思っています。

では、次に進みます。

神奈川県の曾我の里で、農業と自然エネルギーを組み合わせたソーラーシェアリング、営農型太陽光発電と言うんですね、この取組を紹介する記事を興味深く読みました。本県の中山間地域においても、農地を保全しつつ、農家の収入を増やし、地域活性化につながる取組になるのではないかと期待をしながら読みました。

太陽光を農業と発電でシェアするというもので、ざっくりと紹介しますと、農地の高さ2メートル以上のところにソーラーパネルを設置、パネルは間隔を空けて設置。そうすることで、下の農地は日陰にならず、農作物も普通に育つということであります。これを約100坪のサトイモ畑で実施。次に、約360坪の水田でも実施。下の水田では米を自然栽培、収穫約6俵で、収入は数万円程度だそうですが、同じ水田にあるソーラーパネルのほうは、最高年間140万円の売電収入がある。業としては十分成り立つというものでありました。

県としてもソーラーシェアリングの促進に取り組んでみてはどうか、農林水産部長にお尋ねします。

**堀口農林水産部長** 平成25年に農山漁村再生可能エネルギー法が制定されまして、中でも農業と発電を両立する営農型太陽光発電は、農

家の収入増や荒廃農地の有効活用にもつながることから、国においてその導入が推進されております。

これまで規制緩和も行われてきておりまして、農地法に基づく一時転用許可により導入をする際には、許可期間を3年以内から10年以内に延長することが平成30年に認められております。加えて、これまでは、10アール当たりの収量、いわゆる反収の8割以上の確保が要件とされてきておりましたけれども、今年の3月には、荒廃農地を利用する場合にはこの要件が撤廃されるということで進められております。

また、委員御紹介の曾我の里がある神奈川県では、営農型太陽光発電設備を設置する際の補助制度など、導入、推進に向けた取組も行われております。

一方で、積雪期間が長く日照時間が短い北陸地方では、設置件数が相対的に少なく、特に本県では、荒廃農地面積が全国最小で、まとまった適地が少ないことなどから、導入実績はございません。

営農型太陽光発電は、農家所得の向上や中山間地域の活性化にもつながるものであります。ただ、多少日陰での作物栽培ということになりますので、県としてどのような作物が適しているのか、他県の取組事例なども参考に検討していきたいと考えております。また、農家等から設置の相談があれば、適切に対応してまいります。

**津本委員** 今紹介したところは、十分に育っているというお話だったと思います。よろしく申し上げます。

次に、盛土対策についてです。

7月に熱海市で発生した大規模な土石流災害の原因が盛土だった可能性が強まり、各地の盛土の安全対策が問われています。

そこで、国が盛土による災害防止に向けた総点検を各都道府県に依頼していますが、本県の取組状況はどうか、土木部長にお尋ねします。

**江幡土木部長** 今ほど委員から御紹介いただきましたけれども、国土交通省、農林水産省、環境省など、関係省庁から各都道府県に対しまして、盛土の総点検を実施するよう8月11日付で依頼があったところであります。

この依頼では、崩壊した場合に、人家等に影響がある盛土を重点点検対象としておりまして、具体的には、土石流に関する土砂災害警戒区域の上流域等にある盛土、また崩壊土砂流出に関する山地災害危険地区の集水区域等にある盛土、また宅地造成を目的とした大規模な盛土などについて、許可、届出の資料や、国土地理院から提供される盛土可能性箇所データを参照して把握し、点検することとされております。

現在、県では、国から示された点検実施方法に基づきまして、地元市町村の協力を得ながら盛土箇所の把握を行っているところであります。

今後、こうした把握された盛土につきまして、現地等において点検を実施することとしており、その点検の観点としましては、許可、届出等の必要な手続が行われているか、また現地の面積、土量等がその手続内容と一致しているか、また水抜きパイプやのり面保護の有無等、災害防止に必要な措置が取られているか、また、廃棄物の混入等、禁止事項がなされていないかなどとしております。

国では、この点検結果の暫定取りまとめを年内に行うとしておりまして、それに向けまして、県では盛土の箇所の把握と点検を進め

てまいります。

**津本委員** 今その点検箇所を定めている最中だから、実際の点検はこれからだと理解しました。

次に入ります。

宅地を造ったり廃棄物を埋めたりする場合の盛土は、法律で安全対策が義務づけられています。しかし、民間のビル建設工事などで出る残土の盛土については規制する法律がありません。そのことから、独自の条例を持たない自治体においては、富山県でもそうですが、森林法や地すべり等防止法などの個別法に基づいて動くしかなく、対策の所管は複数の部局にまたがり、責任の所在も曖昧になりがちになると指摘されています。今回質問を準備する中で、私もそれを実感しました。

建設残土は、年間に東京ドーム230杯分に達しており、置場が限られることから、住宅近くに盛土が造られたり、コストのため不法投棄されることも少なくないと言われていています。悪質な業者による本県のような規制の緩い自治体への残土持込み、処分を行うことが心配されます。

そこで、国に建設残土の処分を規制する法律の整備を求めるとともに、本県においても、条例の制定や機動的に対処できる体制整備を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。知事にお尋ねいたします。

**新田知事** 建設残土は、土地造成などの、それこそ盛土にも使えるような、再利用できる有用物でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用は受けないことから、公共工事では、発注者が処分先を決めて適正に処理をしておりますが、今、委員御指摘のよう

に、民間事業から発生する建設残土を規制することはできないのが現状であります。

そこで、26の都府県において、災害の防止や生活環境の保全等の観点から条例を制定し、対処してきておられます。富山県ではないというのは御指摘のとおりです。

しかしながら、今回条例を制定している一つの県である静岡県において土石流災害が発生したように、地方自治法によって条例には罰則の上限の規定があり、条例による規制には限界があるのではないかと考えております。

本県としては、建設残土の処理の適正化には法律による規制が必要と、委員御指摘のとおり、同じ考えでございます。全国知事会においても、国に対して建設残土の適正処理について法制化による全国統一の基準、規制を早急に設けるように要望しております。

国では、今回の土石流災害を受けて、関係府省連絡会議及び有識者会議を設置して、盛土による災害防止に向け、盛土の総点検と対応方策について、政府として統一的に取組を進めていくとしておられます。

県としては、全国知事会とも連携をして、引き続き国に対して、建設残土の適正処理に向けた法律の制定について働きかけてまいりますとともに、関係部局と連携して、盛土対策に現行の規定の中で取り組んでまいります。

**津本委員** では、次に入ります。

県民の暮らしを守るための政策について、2点お尋ねしたいと思っています。

1点目は、子ども医療費助成の現物給付についてであります。

子供医療費について、子育て家庭の利便性の観点から、県内全域における現物給付化が進められており大変喜んでいきます。

呉西圏域では、6市が協力して、平成29年度から圏域内全域での子供医療費の現物給付を行っています。そのこともあって、小矢部市における子供医療費の償還払いの対象となる受診医療機関の所在地は、現在、1番目が金沢市、2番目が富山市となっているとのことであります。ちなみに、石川県での償還払い件数は、昨年度は、小矢部市の話ですが、596件で、月に70件を超えることもあるとのことです。

県内全域での現物給付をするこの機会に、富山県内の子が石川県で受診した場合にも現物給付となるようにできないか、石川県と協議を進めることができないかと考えますが、厚生部長に所見を伺います。

**木内厚生部長** 子ども医療費助成でございますけれども、実施主体である市町村の判断によりまして、現物給付の取扱いがなされております。今御紹介もございましたけれども、県内全ての市町村において、それぞれの市町村の中だけではなく、一定の圏域単位での現物給付という取扱いがされております。

今回、全市町村で協議をする中で、県内全域で現物給付化をするということで合意に至りましたので、これに取り組むということで進めてございます。

今御紹介のありましたとおり、石川県の医療機関、他県の医療機関を受診される方もいるわけでございますけれども、希望される市町村におきまして、関係者の方と、先方の自治体の医療機関もということだと思っておりますけれども、十分協議をいただく必要があるかどうか

と考えております。県内の全市町村で意見がまとまれば、県としても、適宜検討してまいりたいと考えております。

**津本委員** ちょっと確認したいのですが、全市町村が合意できたら、例えば小矢部市の子供たちの石川県の病院での現物給付、県も動きましようということだったんでしょうか。それとも、小矢部市が望むなら県も協力しましようということなんでしょうか。

**木内厚生部長** 小矢部市で金沢市さんのほうと協議をされるというのは、それはもちろん可能だと思います。もし富山県全域と石川県全域でということになりますれば、やはり県内全市町村での合意というのが必要だと思っております。

**津本委員** でも、よろしくお願ひしますね。協力してください。力を貸していただきたいと思ひます。

最後の質問に移りたいと思ひます。

次の質問は、県単医療費助成の高齢障害者負担の見直しについてであります。

年収200万円以上の方の後期高齢者医療費の自己負担が1割から2割に引き上げられることになってあります。このことに伴ひ、高齢障害者の県単医療費助成の見直しが検討されてあります。

私は、高齢者医療費の2倍化そのものが問題だと思ひてあります。年を重ねれば病気にかかりやすくなる。自己負担を2倍に増やせば、受診控えや健康悪化を引き起こす。また、年金が減らされ、介護の負担も多くなり、そこに医療費の窓口負担まで倍加する。まるで長生きへのペナルティーと感じてあります。

せめて、県単医療費助成においては負担増とならないように求めたいのであります。いかがでしょうか。厚生部長にお尋ねします。

**木内厚生部長** 障害者医療費助成の見直しにつきましても、ワンチーム会議の分科会で協議を行っております。

これまで各市町村に意向を確認した中で、例えば持続可能な社会保障制度を構築するという今回の高齢者医療費の制度改正の趣旨に鑑みれば、一定の負担を求めるべきであると、そういう御意見もございましたし、一方、障害者の方の自己負担が増えるということになれば、受診控えから重症患者の増加につながりかねない、そういった懸念があるという御意見まで、様々な御意見をいただいております。

分科会としましては、当面、有識者へのヒアリングを実施いたしまして、その結果を踏まえて協議を継続する、対応案を県全体で集約する方針とされていまして、先月の「ワンチームとやま」連携推進本部会議にも、その旨報告をしております。

現在、障害者関係団体でありますとか、学識経験者などの有識者へのヒアリングを実施しておりますので、この結果なども踏まえて市町村と協議を行うこととしております。制度改正でございますので、年度内に方向性を決定できるよう、引き続き協議を進めてまいります。

**津本委員** 再度聞きたいと思います。県のスタンスはないんですか。

**木内厚生部長** これは、市町村との合同の事業でございますので、市町村ともよく協議をして進めてまいりたいと考えております。

**津本委員** 県もきつちりと、どういう立場で臨むかも私は大事だと思いますので、その際にはぜひ負担が増えない方向で検討いただきたいということをお願いしまして、終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

瘡師副委員長 津本委員の質疑は以上で終了しました。

ここで、換気のため暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後 2 時 10 分 休憩